

令和6年広審第30号

裁 決
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和6年7月28日00時37分
島根県地ノ御前島
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 遊漁船A
総 ト ン 数 6.77トン
登 録 長 11.60メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 264キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和55年1月に進水し、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪を、その前方にレーダー、魚群探知機を、右舷側にGPSプロッター、2台目の魚群探知機を、左舷側に機関遠隔操縦装置を、操舵室後部天井に、はえ縄漁のときに使用するGPSプロッターをそれぞれ装備し、同室後部外壁にも舵輪を備えたFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、遊漁の目的で、それぞれが救命胴衣を着用して船首0.4メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、令和6年7月27日18時00分島根県美保関港を発し、同県地蔵埼北東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、地蔵埼には、北東方約240メートル沖合に地ノ御前島及びその付近に岩礁が存在し、地ノ御前島付近を照らす美保関地ノ御前島照射灯が設けられていた。

a受審人は、18時40分前示釣り場に到着し、漂泊して遊漁を始め、23時00分地蔵埼北方沖合約4.5海里の地点に錨泊して遊漁をしたのち、翌28日00時10分に同地点を発進して帰途に就いた。

a受審人は、操舵室後部外壁の舵輪後方に立って操船に当たり、GPSプロッターを作動させ、美保関灯台の灯光を船首目標として地蔵埼北方沖合を南下し、00時30分僅か前美保関灯台から005.5度（真方位、以下同じ。）1.33海里の地点で、針路を美保関灯台の灯光の少し左方に向く178度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、00時34分僅か過ぎ美保関灯台から013.5度1,200メートルの地点に達したとき、地ノ御前島まで890メートルとなり、その後同島に向首接近する状況となったが、地ノ御前島

を視認してから同島の東方に転針すれば無難に航行できるものと思い、GPSプロッターで地ノ御前島との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、地ノ御前島に向首したまま続航し、00時37分僅か前船首至近に同島を認めたものの、どうすることもできず、00時37分美保関灯台から051度410メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、地ノ御前島の岩場に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の北西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、Aは、船首部船底外板に亀裂等を生じたが、自力離礁して美保関港に帰港し、のち修理され、釣り客3人が胸椎圧迫骨折等をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、地蔵崎北東方沖合において、美保関港に向けて帰港する際、船位の確認が不十分で、地ノ御前島に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、地蔵崎北東方沖合において、美保関港に向けて帰港する場合、地ノ御前島に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターで同島との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、地ノ御前島を視認してから同島の東方に転針すれば無難に航行できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、地ノ御前島に向首接近する状況に気付かないまま進行して同島の岩場への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、釣り客3人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年3月19日

広島地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾